

# Topic44

## 米国オレゴン州のクリーニング店のプログラム

- 1) こんなところです
- 2) クリーニング店のためのプログラム

---

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。今週はオレゴン州の「クリーニング店のためのプログラム」にスポットを当ててブラウンフィールド再開発をみてみます。

### 1) こんなところです

米国西海岸にあるワシントン州とカリフォルニア州にサンドイッチされているオレゴン州。本州は、1859年2月14日、33番目に米国に加入しました。州の総人口は約364万人（2005年）、人口密度は約14人/k㎡です。州都はセイラム市、州最大都市はポートランド市。両市とも州北西部に位置しており、前者は行政・学術の中心、後者は経済の中心を担っています。ポートランド市は「米国内で住んでみたい都市」に上位ランキングされている人気もの。さらに都市計画や再開発の観点から国際的にも模範となっているとのこと。

オレゴン州はお隣のカリフォルニア州やワシントン州と比べると少々なじみが薄い感じがするかもしれませんが、私たちの日常生活でよく目にしていてあのブランドの発祥地なのです。それは世界中で人気の「NIKE」です。（ニューヨークだと思っていたりしませんでしたか？）また、映画「Stand By Me」や「ゲーマーズ」の撮影が行われたことでも知られています。

同州の自然環境は農林業に適しており、建築用木材や各種農産物を生産および輸出しています。例えばベリー類、ヘーゼルナッツ、ペパーミントの生産量は米国内トップレベル。内陸の渓谷部ではワインやビールの生産が行われています。

一方、ポートランドからワシントン州シアトルにはハイテク産業が集積しており、カリフォルニア州のシリコンバレーとならんで「シリコンフォレスト」と呼ばれるほどです。例えばインテルの世界最大工場が立地しています。ハイテク企業がこの地に進出する背景には、行政が産学官のネットワーク強化推進のためにインフラ整備を強化していることがあげられるようです。

### 2) クリーニング店のためのプログラム

1995年、オレゴン州議会は「ドライクリーニング店の法律（Dry cleaner statute）」が可決しました。これは土壌汚染にまつわる環境責任を懸念するドライクリーニング産業界から提案されたもので、「土壌汚染未然防止」と「既にある土壌汚染の浄化」を実施することを目的としています。この法律のもと「ドライクリーニング店のためのプログラム（Dry cleaner program）」が立ち上がりました。

クリーニング屋さんと土壌汚染はどのように関係しているのでしょうか？クリーニング店ではドライクリーニングをする際、いわゆる水に溶かして使う「洗剤」ではなく「揮発性有機溶剤」という液体を利用します。使い終わって汚れてしまった溶剤をきちんと管理しないと、溶剤の一部が土壌に染み込んで土壌だけではなく地下水までも汚染してしまうことになるのです。一般にクリーニング屋さんは中小企業ですから、土壌地下水汚染の調査や対策費用を支払うことは大きな経営リスクとなります。そこで、州はこのプログラムを通して環境責任の保護と引き換えに、クリーニング店や溶剤販売元からあらかじめ徴収したお金でファンドをつくり、サイト調査や管理費に役立てていく方策を打ち出したのです。これはつまりクリーニング屋さんにとっては「保険」みたいなものですね。

さて、法律によると全てのクリーニング屋さんは以下の条件を満たすことが義務付けられています。

- ・ 認可されているタイプのクリーニング設備のみを利用すること
- ・ ドライクリーニングから出た廃棄物は有害廃棄物として管理すること
- ・ 有機溶剤で汚染された排水を下水や地面や河川などに流さないこと
- ・ クリーニング設備や溶剤が入っている容器等の下に、漏れたときでも大丈夫なように受け皿を設置すること
- ・ 廃棄物の削減と管理状況に関する報告書を毎年提出すること
- ・ クリーニング溶剤が環境中に出ってしまったときは報告すること
- ・ テトラクロロエチレンの配管は閉鎖系にし、溶剤の納品のときも漏れが発生しないようにすること
- ・ 大気モニタリングを実施し、記録を維持管理すること

実際にクリーニング店のサイトが汚染されていて浄化作業が必要となった場合、州の環境課が浄化費用を準備します。州のウェブサイトを見ると、担当者の方の名前と連絡先が記載されており、直接電話で相談できるシステムになっているようです。

全米には「ドライクリーニング店のためのプログラム」を設置している州が12ほどあります。これらの州を対象として行われた調査（2006年5月）によると、以下のような結果が報告されています。

- ・ 3436 サイト： 州のドライクリーニングプログラム登録
- ・ 1502 サイト： 環境サイトアセスメント実施中
- ・ 681 サイト： 環境サイトアセスメント終了
- ・ 330 サイト： 浄化中
- ・ 123 サイト： 浄化完了
- ・ 298 サイト： 廃業

如何でしょうか。日本のクリーニング屋さんには土壌汚染と環境責任、および経営リスクについてどうお考えなのでしょうか？ 何かご意見・ご感想があればメールをいただければ幸いです。

来週、環境メルマはお休みを頂きます。8月25日にはワシントン州のVCPをご紹介します。

Thanks God It's Friday!

Thanks God It's Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 ([t.sato@ers-co.jp](mailto:t.sato@ers-co.jp))

---

坂野のつけたし ([banno@ers-co.jp](mailto:banno@ers-co.jp))

Nickname -- 「The Beaver State (州の動物)」 「The Web-foot State (水かき足の州：雨が多い)」 「The Sunset State (西海岸)」

事例紹介 -Portland (ポートランド) : ポートランドは、太平洋岸から100kmくらい東に内陸に入った、ウィラメット川の両側に広がる都市です。この川に沿った約14万㎡の土地を、Triangle Park, LLC (以下T社) が購入しようとしたところから話が始まります。

T社は、ウォーターフロントに展開するこの土地に目をつけ、取得のための土地使用履歴調査を始めます。すると、その土地にはかつて、木材加工、金属加工、造船、発電などを行なう施設があり、PCBや油による土壌・地下水汚染の可能性があることがわかりました。しかし、T社はダウンタウンに近くてまとまったこの土地の将来価値を高く評価しており、汚染による責任について、その解決策を州環境局と探ることになりました。

その結果、T社は1996年にこの土地を取得しますが、これに際して、T社は州環境局と契約を結び、①地下水の汚染は環境局が、土壌の汚染はT社が責任をもって対応する、②T社がその責任を果たすための費用は上限75万ドルとする、として責任の範囲を限定しました。

1999年の時点 (<http://www.epa.gov/brownfields/html-doc/btorcase.htm>) では、T社はこの土地を造船関係の事業やそのほかのビジネスに利用しようと考えていたようですが、現在、その土地の東隣にあるポートランド大学が、拡張のための用地として購入する話が進んでいるようです。以下のウェブサイト (<http://www.up.edu/expansion/>) に、現地の空中写真(右肩のNAVIGATEの1つめにあるTriangle Park Propertyをクリック) や、関係者の懸念(FAQ参照) がまとめられています。